のむら産業株式会社

証券コード：7131

第58回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時 2023年1月27日（金曜日）午前10時
受付開始：午前９時30分

開催場所 清瀬けやきホール「ホール」
東京都清瀬市元町１－６－６

議　　案
第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　取締役５名選任の件
第3号議案　監査役１名選任の件
第4号議案　当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

目　　次

第58回定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 3
(提供書面)
事業報告…… 34
連結計算書類…… 49
計算書類…… 51
監査報告…… 53

のむら産業株式会社

株主各位

証券コード 7131
2023年1月12日
東京都東久留米市前沢5丁目32番23号
のむら産業株式会社
代表取締役社長　**清川 悦男**

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 **日　　時**　2023年1月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）

2 **場　　所**　東京都清瀬市元町１－６－６　**清瀬けやきホール「ホール」**
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3 **目的事項**　**報告事項**
1. 第58期（2021年11月１日から2022年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期（2021年11月１日から2022年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　取締役５名選任の件
第3号議案　監査役１名選任の件
第4号議案　当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

4 **議決権行使についてのご案内**　２頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

5 **インターネット開示に関する事項**　本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。
・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
・連結株主資本等変動計算書　・連結注記表
・株主資本等変動計算書　・個別注記表

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（https://www.nomurasangyo.co.jp/）

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日時
2023年1月27日（金曜日）
午前10時
（受付開始:午前9時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（下記の行使期限までに到着するようご返送ください）

行使期限	2023年1月26日（木曜日）午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法

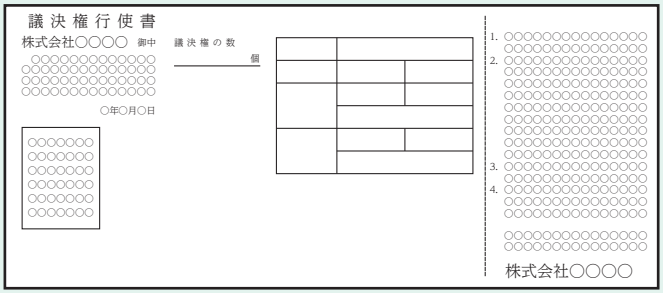

※議決権行使書用紙はイメージです。

第1、3、4号議案について

賛成の場合→**賛**に○印
反対の場合→**否**に○印

第2号議案について

全員賛成の場合→**賛**に○印
全員反対の場合→**否**に○印
一部候補者に反対の場合→**賛**に○印をし、反対する候補者番号を下の空欄に記入

株主総会参考書類

第1号議案　定款一部変更の件

1．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第17条（電子提供措置等）第１項を新設するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第２項を新設するものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の削除される規定の効力に関する付則を設けるものであります。なお、本付則は期日経過後に削除するものといたします。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第１条～第16条（条文省略）	第１条～第16条（現行どおり）

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削　　除)
(新　　設)	(電子提供措置等) 第17条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第18条～第46条（条文省略）	第18条～第46条（現行どおり）
(新　　設)	(付則) (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 1　2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。 2　本付則は、前項の株主総会の日から３ヶ月を経過した日にこれを削除する。

第2号議案　取締役5名選任の件

取締役6名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、経営体制の効率化のため1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号　1

清川（きよかわ）　悦男（えつお）

再任

生年月日
1960年1月14日
所有する当社の株式数
139,075株

略歴、当社における地位及び担当

1978年4月	日野自動車工業株式会社（現日野自動車株式会社）入社
1981年12月	当社入社
1995年4月	当社東京営業所長
1996年10月	当社首都圏営業本部長
1997年12月	当社取締役首都圏事業部長
2000年12月	当社常務取締役
2009年12月	当社代表取締役社長
2013年7月	当社専務取締役
2015年12月	当社代表取締役専務
2016年10月	当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

山葉印刷株式会社　取締役
パックウェル株式会社　取締役

取締役候補者とした理由

清川悦男氏は、当社の機械技術部門、営業部門を長く経験した後、営業部門の部門長を歴任し、現在は代表取締役社長として当社の経営を担っております。経営に対する熱意と見識を持ち、リーダーシップを発揮し、その職責を十分に果たしていることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

西澤　賢治（にしざわ　けんじ）

再任

生年月日
1964年３月12日
所有する当社の株式数
27,350株

略歴、当社における地位及び担当

1987年４月	下元産商株式会社入社
1988年８月	株式会社ケーブルテレビジョン東京（現株式会社ジェイコム東京）入社
1996年８月	当社入社
2013年４月	当社首都圏営業部首都圏第２営業部長
2014年８月	当社経営企画部長
2017年４月	当社経営企画部長　兼　社長室長
2018年１月	当社取締役
2022年１月	当社常務取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

西澤賢治氏は、当社の各部門を経験した後、営業および経営企画部門の部門長を歴任し、現在は常務取締役として当社の管理部門全体を統括しております。また、当社の経営全般に対する管理・監督を行っていることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

松本　博（まつもと　ひろし）

再任

生年月日
1970年３月25日
所有する当社の株式数
27,500株

略歴、当社における地位及び担当

1992年４月	椿本興業株式会社入社
2002年２月	株式会社イナベアリング（現シェフラージャパン株式会社）入社
2002年４月	当社入社
2011年４月	当社機械事業部長
2014年８月	当社機械事業部　兼　経営企画部長
2015年12月	当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

パックウェル株式会社　取締役

取締役候補者とした理由

松本博氏は、当社の機械および営業部門を経験した後、機械および営業部門の部門長を歴任し、現在は取締役として当社の営業部門全体を統括しております。また、当社の経営全般に対する管理・監督を行っていることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

松本 弘之（まつもと ひろゆき）

再任

生年月日
1957年12月16日

所有する当社の株式数
10,000株

略歴、当社における地位及び担当

1982年４月	日本発条株式会社入社
2005年６月	日発販売株式会社出向
2016年４月	日発販売株式会社入社　執行役員技術本部副本部長
2018年４月	同社執行役員技術本部本部長
2018年４月	株式会社東洋富士製作所取締役
2019年４月	日発販売株式会社常務執行役員技術本部本部長
2020年４月	同社顧問
2020年11月	当社入社機械部長代理
2021年５月	当社機械部長
2022年１月	当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

松本弘之氏は、幅広い業界分野で培った研究開発、製品設計、品質保証、製造など、豊富な技術的知識と経験を有し、現在は取締役として機械部門を統括しております。前職での執行役員としての経験を活かし、当社の経営全般に対する管理・監督を行っていることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

松井 敏行（まつい としゆき）

再任

生年月日
1952年5月18日

所有する当社の株式数
1,250株

略歴、当社における地位及び担当

1975年4月	住友重機械エンバイロテック株式会社（現住友重機械エンバイロメント株式会社）入社
1986年9月	松坂貿易株式会社（現株式会社マツボー）入社
1996年6月	同社粉体機械第二部長
2002年6月	同社取締役粉体部門長
2011年12月	同社常務取締役粉体部門長
2013年6月	同社専務取締役
2014年6月	同社代表取締役
2018年6月	同社顧問
2019年1月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松井敏行氏は、機械・設備の輸入・販売事業で培った豊富な知識と経験を有しております。経営者としての経験を活かし、当社の経営全般に対する管理・監督を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

（注）１.取締役候補者の現在の担当については、事業報告44頁記載のとおりです。

２.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３.取締役候補者松井敏行氏は社外取締役候補者であります。

４.松井敏行氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

５.当社は、松井敏行氏との間に会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

６.当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

７.当社は松井敏行氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案　監査役1名選任の件

監査役大山浩然氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者堀田正仁氏は、監査役大山浩然氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、大山浩然氏の任期が満了する2024年10月期に係る定時株主総会の終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

堀田　正仁（ほったまさひと）

新任

生年月日
1955年9月11日
所有する当社の株式数
41,500株

略歴、当社における地位

1980年4月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2007年8月	当社入社総務経理部部長
2013年7月	当社取締役
2016年12月	当社常務取締役
2022年1月	当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

山葉印刷株式会社　代表取締役社長

監査役候補者とした理由

堀田正仁氏は、金融機関で培った豊富な知識と経験を当社の管理部門で活かし、現在は取締役として、当社の包装資材部門を統括しております。また、当社の経営全般に対する管理・監督を行っていることから、当社の監査役として適任であると判断し、監査役候補者といたしました。

（注）1.候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、監査役に就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案　当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2022年12月14日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益をより一層確保し、向上させることを目的として、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第３号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第３号ロ（２））として、「当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本対応方針は、上記取締役会決議に基づいて導入することといたしましたが、その有効期間を2023年１月27日開催予定の当社第58回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとし、本定時株主総会において、本対応方針の継続の可否をお諮りすることとし、本対応方針の継続について出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得てご承認いただいた場合、本対応方針の有効期間は、本定時株主総会終了後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

なお、本対応方針の導入を決定した上記の取締役会には、社外取締役１名を含む当社取締役全員が出席し全員一致で承認可決されるとともに、社外監査役２名を含む当社監査役全員からも異議は述べられておりません。

Ⅰ.基本方針（当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

当社は上場会社であるため、当社の株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものです。したがいまして、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、一方的な株式の大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該大規模な買付行為に関する十分な情報が提供されず、株主の皆様が当該大規模な買付行為の条件・方法等の評価・検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付行為が存在することも否定し得ません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがいまして、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記１.の企業価値向上への取組み、及び、下記２.のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記Ⅰ.のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられます。したがって、これらの取組みは、上記Ⅰ.の基本方針に資するものであると考えております。

1. 企業価値向上への取組み

当社は、1965年11月に株式会社として設立以来、米穀業界と共に歩み続け、「人に優しい新技術」をモットーに、常に使う人の身になっての商品作りに努め、精米袋をはじめとする包装資材並びに自動計量包装機を始めとする機械製品において、常に新しい商品を提案し米穀業界の安定と発展に寄与してまいりました。これからも、安全と使い易さ、省エネなど環境に配慮した素材や新しいパッケージ形態の提案、機械製品の開発を推進してまいります。

また、今後さらに成長していくため、米穀市場中心の営業領域を拡大し、今まで培ってきた当社の強みを活かし技術革新と業容拡大に対処してまいります。

具体的には、当社グループは2023年度からスタートする中期(３カ年)経営計画を策定し、この中で「変化する社会環境の中でイノベーションを起こし続け、皆さまに信頼される企業を目指します」をビジョンとし、「既存事業の強化」及び「新市場の基盤構築」「成長戦略の推進」「組織基盤の整備」という課題にグループ一丸となって取り組んでまいります。

「既存事業の強化」では、お客様や消費者のニーズに応えるため、商品・サービスの開発力・提案力の強化と品質の向上に努め、お客様の利益や社会の発展に貢献するとともに売上と利益の増強と、西日本市場の売上と利益の拡大のため、販売体制と仕入拠点の強化を図ります。また、米穀用自動計量包装機の国内トップシェアを維持するとともに、アジアを中心とした海外向け売上の拡大のため現地ニーズに合った機械製品の開発と販売体制を構築してまいります。

物流梱包の機械と資材では、サステナブルな社会の実現に寄与するとともに売上と利益の強化を図るため、機械と資材の商品及びサービスの強化に努めてまいります。

「新市場の基盤構築」では、当社が得意なチューブロール式の包装形態による、機械と包材の需要の創造活動を行い、食品やペット関連、農産物・園芸関連等の米穀市場以外の新市場への販促と取扱い商材の拡充・開発を推進するとともに、当社が培ったナレッジと進化するＩＴ技術を活かし、新たなビジネスモデルにも挑戦してまいります。

「成長戦略の推進」では、既存事業の強化や新市場での収益促進に結び付く企業とのM＆Aや業務提携を積極的に展開してまいります。また、資本効率の向上や成長に向けた戦略的投資、財務の健全性、安定的な株主・役職員還元についてバランスの取れた資本政策を推進してまいります。

「組織基盤の整備」では、人員採用手法の多様化や教育・育成の強化に取り組み、働きやすい職場づくりと、評価・報酬制度の見直しに努め、人的資源の強化を図るとともに、業務の作業標準化とＩＴを活用した効率化を推進し、生産性の向上とリスク管理の強化を図ってまいります。また、社会的信用の向上のため、コンプライアンス体制の維持・強化と、内部統制機能の充実をはじめ、コーポレート・ガバナンス体制の維持・強化を推進し、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題に対し積極的に対応してまいります。

そして、グループ全体として一体運営を推進し、機動的で効率的な経営を図って参ります。

当社は、これからも安全と使い易さ、省エネなど環境に配慮した素材や新しいパッケージ形態の提案、機械の開発・改良を推進し、お客様にとって信頼できる企業であり続け、豊かな社会の実現に寄与してまいります。これらの地道な努力の積み重ねこそが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上に資するものであると考えております。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「『人に優しい新技術』をモットーに、常に使う人の身になっての商品づくりに努め、お取引先の皆様とのビジネスを通じて社会に貢献していきます」の経営理念のもとに、社業を通じて豊かな社会の実現に貢献することを基本方針としております。また、顧客、株主、社員など全てのステークホルダーにとって存在価値のある企業となるべく不断の努力を重ねてまいりました。このため、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題の一つと位置付け、透明性の高い企業経営をめざすとともに、企業倫理の徹底を図っております。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。

また、内部監査部門である内部監査室及びリスクの管理の検討、審議を行うリスク・コンプライアンス委員会、取締役会等の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しており、各機関が相互に連携し役割を果たすことにより、取締役の業務執行の監督、監査の体制を整えるとともに、コンプライアンスやリスクマネージメントを含む内部統制システムの整備による企業体制の充実を図っております。社外取締役及び社外監査役は、取締役会・監査役会・取締役等との意見交換等を通じて、監査役、内部監査室、会計監査人との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。グループ各社においても、当社の内部統制システムを共通の基盤として、企業体制の充実に努めております。

Ⅲ. 本対応方針（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1．本対応方針導入の目的

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、本対応方針を導入いたします。本対応方針の導入に関する当社の考え方の詳細は、以下のとおりです。

当社は、包装関連事業と物流梱包事業を主たる事業としておりますが、上記Ⅱ.に記載のとおり、上記Ⅰ.の基本方針に資する様々な取組みを現に行っております。したがいまして、当社が大規模買付者（下記2.(1)で定義されます。以下同じです。）から大規模買付行為（下記2.(1)で定義されます。以下同じです。）の提案を受けた場合に、株主の皆様が、これらの当社の事業の状況、当社が現に実施している様々な取組みを踏まえた当社の企業価値、及び具体的な買付提案の条件・方法等を十分に理解された上で、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うことは、極めて重要であると考えられます。

我が国の資本市場において、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、株主への十分な情報の開示もなされない段階で、突如として大規模買付行為を強行するといった動きが現実にみられます。また、大規模買付行為の中には、その目的等から判断して、企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうおそれのあるものや、大規模買付行為に応じることを株主の皆様に強要するおそれのあるものが含まれる可能性もあります。

この点に関し、現行の金融商品取引法の下では、市場内での大規模買付行為は規制対象とならないことから、市場内での濫用的な大規模買付行為に対応することができません。加えて、公開買付制度が適用される大規模買付行為に関しても、金融商品取引法で認められている買付者に対する質問については意見表明報告書における1回に限定されることに加え、当該質問への対応についても、買付者は対質問回答報告書を提出して回答する義務があるものの、十分な回答を行うとは限らない上、理由を付して回答を行わないこともできます。このように、公開買付制度が適用される大規模買付行為であっても、株主の皆様に対して十分な情報開示がなされず、又は公開買付けに応じるか否かを検討する時間を十分に確保することができないままに、その賛否の対応を迫られる場合があることが否定できないという制約があります。

そこで当社は、株主の皆様が大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社の事業及び上記の様々な取組みの内容に精通している当社取締役会から提供される情報、当該大規模買付行為に関する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様がその情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えております。また、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の観点から大規模買付行為の条件・方法等を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法等について、大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

さらに、当社取締役会は、大規模買付者の有する大規模買付行為後の当社の経営方針等を含め当該大規模買付行為の条件・方法等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上に資するものであるか否かの評価・検討等をした結果として、当該大規模買付行為が、当社の株式を買い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うものであったり、株主の皆様に当社の株式の売却を事実上強要し、又は、株主の皆様を当社の真実の企業価値を反映しない廉価で当社の株式を売却せざるを得ない状況に置くような態様によるものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要かつ相当な対抗措置を講じる必要もあるものと考えます。

したがいまして、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、本対応方針を導入することを決定いたしました。

本対応方針は、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な評価・検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、当該要請に応じない大規模買付者に対して、又は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがいまして、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記Ⅰ．に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。なお、大規模買付ルール（下記「２．本対応方針の内容　(1)大規模買付ルールの設定」において定義いたします。）が「買収防衛策」と称されることがありますが、当社の大規模買付ルールは、買収一般から現経営陣を防衛することを目的とするものではありません。

なお、当社取締役会による本対応方針導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して当社の株式の大規模買付行為に関する提案がなされている事実はありません。また、当社の大株主の状況につきましては、別紙１をご参照下さい。

２．本対応方針の内容

(1)大規模買付ルールの設定

本対応方針においては、次の①若しくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合には、大規模買付者に以下に定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守していただくこととします。また、所定の場合には、本対応方針に基づき大規模買付行為に対して対抗措置が発動されることがあります。

①当社が発行者である株券等（注１）について、保有者（注２）の株券等保有割合（注３）の合計が20％以上となる買付け

②当社が発行者である株券等（注４）について、公開買付け（注５）に係る株券等の株券等所有割合（注６）及びその特別関係者（注７）の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付け

注１.金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本対応方針において引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。

注２.金融商品取引法第27条の23第１項に規定する保有者を意味し、同条第３項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。

注３.金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

注４.金融商品取引法第27条の２第１項に規定する株券等を意味します。以下②において同じです。

注５.金融商品取引法第27条の２第６項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

注６.金融商品取引法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

注７.金融商品取引法第27条の２第７項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。

(a)「大規模買付意向表明書」の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長に対して、以下の事項を日本語で記載した「大規模買付意向表明書」を当社の定める書式で提出していただきます。

(ⅰ)大規模買付者の概要

①氏名又は名称及び住所又は所在地

②代表者の氏名

③会社等の目的及び事業の内容

④大株主又は大口出資者（所有株式数又は出資割合上位10名）の概要

⑤国内連絡先

⑥設立準拠法

(ⅱ)大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び、大規模買付意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(ⅲ)大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要

①大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数

②大規模買付行為の目的の概要（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（注８）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。)

(ⅳ)大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、「大規模買付意向表明書」の提出に当たっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

(b)「大規模買付情報」の提供

上記(a)に記載の「大規模買付意向表明書」をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日（注９）（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「大規模買付情報リスト」を上記(a)(ⅰ)⑤に記載の国内連絡先宛に発送し、かつ、株主の皆様に開示いたしますので、大規模買付者には、大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が、財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の外部専門家等（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得た上で、合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

また、当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請する都度、必要に応じて、大規模買付者による情報提供に期限を設定する場合があります。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとしますが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

①大規模買付者及びそのグループの詳細（その名称、沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、代表者、役員及び社員その他の構成員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、並びに直近２事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況、並びに、大規模買付者のグループの関係（資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みます。）の概略を含みます。）

②大規模買付行為の目的（大規模買付意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容）、方法及び内容（大規模買付行為の適法性に関する意見を含みます。）

③買付対価の種類及び金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきま

す。）、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。）

④大規模買付行為に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）

⑤大規模買付者グループによる当社の株券等の過去の全ての取得時期及び当該時期毎の取得数・取得価額、並びに、当社の株券等の過去の全ての売却時期及び当該時期毎の売却数・売却価額

⑥大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

⑦大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容

⑧支配権取得又は経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含みます。）に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性

⑨純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性

⑩重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報

⑪大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容

⑫大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由

⑬大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要

⑭当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容

⑮反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接・間接を問いません。）及び関連性が存する場合にはその詳細、並びに、反社会的勢力ないしテロ関連組織に対する対処方針

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。）が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を株主の皆様に開示いたします。

また、当社は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかにその旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を開示いたします。

注８.金融商品取引法第27条の26第１項、金融商品取引法施行令第14条の８の２第１項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

注９.なお、営業日とは、行政機関の休日に関する法律第１条第１項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めのない限り同じです。

(c)取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、対価を金銭（円貨）のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には最長60日間、その他の大規模買付行為の場合には最長90日間（いずれの場合も初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(3)(b)(ⅱ)に記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（初日不算入）延長することができるものとします（但し、延長は原則として一度に限るものとします。）。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時かつ適切に開示します。

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主総会を招集する場合については、下記(2)(a)(ⅲ)をご参照下さい。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討等し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者

との間で大規模買付行為に関する条件・方法等について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

(2)大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(a)対抗措置発動の条件

(ⅰ)大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することができることといたします。

(ⅱ)大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する大規模買付情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を発動することがあります。具体的には、別紙２に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合又は該当すると客観的合理的に疑われる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

(ⅲ)本新株予約権の無償割当てを株主総会に付議する場合の取扱い

当社取締役会は、本新株予約権（下記(b)で定義されます。以下同じです。）の無償割当てを当社株主総会に付議するために、臨時株主総会を招集する場合には、取締役会評価期間終了後事務手続上可能な最も早い日において当該臨時株主総会を開催し、本新株予約権の無償割当てについての承認に関する議案を上程するものとします。

(ⅳ)当社が対抗措置を発動しない場合

上記(ⅰ)及び(ⅱ)にかかわらず、①大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い若しくは行おうとする場合、又は②大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い若しくは行おうとする場合であって当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断する場合であっても、当社の総株主の議決権の過半数を有する株主の皆様が大規模買付行為に応じる意思を書面にて表明した場合には、当社は、対抗措置を発動しないものとします。

(b)対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、当社取締役会の決議に基づき、概要を別紙３に記載する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。但し、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを当社株主総会に付議することがあります。また、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

(3)本対応方針の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(a)株主の皆様のご意思の確認

(ⅰ)本対応方針の継続等に関する株主の皆様のご意思の確認

当社は、当社取締役会において決議された本対応方針の導入に関し、株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本対応方針の継続を議案としてお諮りすることを、併せて当社取締役会で決議しております。本定時株主総会において当該議案が承認可決されなかった場合には、本対応方針は継続されないものとし、本定時株主総会の終結の時において有効期間の満了により終了いたします。

また、本定時株主総会において本対応方針の継続に関する議案が承認可決された場合にも、当社は、本対応方針の有効期間中にその後開催される毎年の定時株主総会の後、最初に開催される当社取締役会において、当該定時株主総会の結果を踏まえて、本対応方針を維持するか否かを改めて検討し決定することとします。当社の取締役の任期は１年であることから、本定時株主総会終了後に開催される毎年の定時株主総会終結時に当社の取締役全員が任期満了となります。したがって、本定時株主総会終了後に開催される毎年の定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じても、本対応方針に関する株主の皆様のご意思が確認される予定です。

(ⅱ)対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

当社取締役会は、独立委員会が株主総会を招集することを勧告した場合、又は、そのような勧告がない場合であっても対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合には、下記(b)(ⅱ)に定める独立委員会への諮問に加えて、本新株予約権の無償割当てを当社株主総会に付議することができるものとします。当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを当社株主総会に付議する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主総会の決議に従うものとします。

大規模買付者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを当社株主総会に付議することを決定した場合には、当該株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(b)独立委員会の設置及び諮問等の手続

(ⅰ)独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います（但し、上記(a)(ⅱ)に定める株主総会を招集する場合には、当該株主総会の決議に従います。）が、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある者又はこれらに準じる者）の中から選任されるものとします。なお、本対応方針導入時点における独立委員会の委員３名及びその略歴は別紙４に記載のとおりです。

(ⅱ) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するに当たっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします（但し、上記(a)(ⅱ)に定める株主総会を招集する場合には、当該株主総会の決議に従います。）。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることといたします。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

当社取締役会が対抗措置の発動の是非について決議等を行った場合、当社は、当社取締役会の判断並びに意見及びその意見の理由、その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に株主の皆様に対して開示いたします。

(ⅲ)発動した対抗措置の中止又は撤回

当社取締役会が本対応方針に従って対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保若しくは向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記①又は②の場合に該当するに至った具体的事情を提示した上で、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記独立委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は通常の決議により中止又は撤回し、速やかにその旨を開示いたします。なお、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権無償割当ての基準日に係る権利落ち日（以下「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までであれば本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回する場合がありますが、本権利落ち日よりも前に、本新株予約権無償割当てが実施されて当社の株式１株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを信頼して当社の株式の売買を行われた一般投資家の皆様が株価の変動により損害を被らないよう、本権利落ち日の前営業日以降は、本新株予約権無償割当ては中止又は撤回しないものとします。但し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります（この場合には、下記４.(2)のとおり、当社の株式１株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った株主の皆様が株価の変動により損害を被る可能性があります。）。

(ⅳ)独立委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要かつ十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に独立委員会に対して諮問することができるものとし、独立委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、当該独立委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(c)本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、2026年１月に開催予定の当社第61回定時株主総会の終結時までといたします。

なお、有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認可決された場合、又は、②当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されるものとします。

また、当社は、本対応方針が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

３.本対応方針の合理性について

(1)株主意思を重視するものであること

上記２.(3)(a)(ⅰ)に記載のとおり、当社は、当社取締役会において決議された本対応方針の導入に関し、株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本対応方針の継続を議案としてお諮りすることを、併せて当社取締役会で決議しております。本定時株主総会において当該議案が承認可決されなかった場合には、本対応方針は継続されないものとし、本定時株主総会の終結の時において有効期間の満了により終了いたします。また、本定時株主総会において本対応方針の継続に関する議案が承認可決された場合にも、その後開催される毎年の定時株主総会の後、最初に開催される当社取締役会において、当該定時株主総会の結果を踏まえて、本対応方針を維持するか否かを改めて検討し決定することとしております。当社の取締役の任期は１年であることから、本定時株主総会終了後に開催される毎年の定時株主総会終結時に当社の取締役全員が任期満了となりますので、本定時株主総会終了後に開催される毎年の定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じても、本対応方針に関する株主の皆様のご意思が確認される予定です。

さらに、上記２.(3)(a)(ⅱ)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社株主総会に付議し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとしております。

加えて、上記２.(3)(c)に記載のとおり、本対応方針の有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認可決された場合、又は②当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されます。

(2)買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。なお、当社は、買収防衛策に関するコーポレートガバナンス・コードの原則（原則1-5、補充原則1-5①）をいずれも実施することとしております。

(3)当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記１.に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、導入されるものです。

(4)合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、上記２.(2)(a)に記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(5)独立委員会の設置

上記２.(3)(b)(ⅰ)に記載のとおり、当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、また、その他本対応方針の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(6)デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記２.(3)(c)に記載のとおり、本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがいまして、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役会は、任期が１年の取締役により構成されておりますが、当社取締役会の構成員を交代させることにより買収防衛策の発動を阻止するのに不当に時間を要するわけではありません。そのため、本対応方針は、いわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、買収防衛策の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策のことをいいます。）でもありません。

４.株主及び投資家の皆様に与える影響

(1)本対応方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがいまして、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2)本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき１個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式１株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記２.(3)(b)(ⅲ)に記載の手続等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式１株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式１株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

(3)本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、本新株予約権の無償割当てに係る基準日以降、本新株予約権の行使又は取得の結果として株主の皆様に株式が交付される場合には、株主の皆様に株式が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

5.本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

(1)本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、基準日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込み等の手続は不要です。

(2)本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主の皆様に必要となる手続

当社が本新株予約権を取得条項に基づき取得する場合には、当社は、会社法に定められた手続（会社法第273条、第274条）に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、当社取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、取得を行います。また、大規模買付者以外の株主の皆様に本新株予約権の行使可能期間の到来を待って本新株予約権を行使していただく場合には、当社は、会社法に定められた手続（会社法第 279 条第 2 項）に従い、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後遅滞なく、新株予約権者の皆様に対して、割当ての通知を行いますので、株主の皆様におかれましては、行使可能期間内に本新株予約権を行使して下さいますようお願い申し上げます(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)。

なお、いずれの手続を行う場合であっても、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示を行いますので、対抗措置が発動される場合には、株主の皆様におかれましては、当社からなされる情報開示にご留意下さい。

6.その他

本対応方針は、2022年12月14日開催の当社取締役会において社外取締役 1 名を含む当社取締役全員が出席し全員一致で承認可決されるとともに、社外監査役を含む当社監査役全員からも異議は述べられておりません。

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等、並びに、会社法、金融商品取引法又は各金融商品取引所の上場規則等の改正、その他の法令等の制定改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、又は本対応方針に代わる別途の防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

以 上

（別紙１）

当社の大株主の状況

2022年10月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株　主　名	持株数(株)	持株比率(%)
清川　悦男	139,075	10.52
株式会社サタケ	111,350	8.42
シコー株式会社	69,675	5.27
アルク産業株式会社	68,200	5.16
のむら産業社員持株会	52,675	3.98
堀田　正仁	41,500	3.14
佐藤　友亮	33,400	2.53
渡辺　栄治	30,000	2.27
松本　博	27,500	2.08
西澤　賢治	27,350	2.07

（注）１．当社は、自己株式を69,246株保有しておりますが、上記の大株主から除外しております。
２．持株比率は、自己株式（69,246株）を控除して計算しております。

以 上

（別紙２）

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる類型

（1）大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合

（2）当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株式の取得を行っていると判断される場合

（3）当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式の取得を行っていると判断される場合

（4）当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式の高価売り抜けをする目的で当社の株式の取得を行っていると判断される場合

（5）大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無、実現可能性等を含みます。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

（6）大規模買付者の提案する当社の株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

（7）大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益が毀損され、その結果として、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合

（8）大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

（9）大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であり、当該大規模買付者が当社の支配株主となることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(10)その他(1)乃至(9)に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上

（別紙３）

本新株予約権の概要

1.本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）の同数以上で当社取締役会が別途定める数とします。

2.割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）１株につき１個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3.本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4.本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数は１株（以下「対象株式数」といいます。）とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5.本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は本新株予約権の目的である当社の普通株式１株当たり１円とします。

6.本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7.本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注10）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注11）、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者（注12）（これらの者を総称して、以下「非適格

者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8.当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権１個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。また、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者が有する本新株予約権を取得することができるものとします。

なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9.対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止又は撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10.本新株予約権の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとします。

11.本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

注10. 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20％以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注11. 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の２第１項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20％以上となる者、又は、これに該当することとなると当社

取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注12. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に規定されます。）をいいます。

（別紙４）
独立委員会委員の略歴

本対応方針導入時の独立委員会の委員は、以下の３名を予定しております。

松井　敏行（まつい としゆき）
【略歴】
1975年４月　住友重機械エンバイロテック株式会社
（現住友重機械エンバイロメント株式会社）入社
1986年９月　松坂貿易株式会社（現株式会社マツボー）入社
1996年６月　同社粉体機械第二部長
2002年６月　同社取締役粉体部門長
2011年12月　同社常務取締役粉体部門長
2013年６月　同社専務取締役
2014年６月　同社代表取締役
2018年６月　同社顧問
2019年１月　当社社外取締役（現任）
松井　敏行氏は、現在、会社法第２条第15号に規定される当社の社外取締役であり、本定時株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

堀　公人（ほり きみと）
【略歴】
1996年４月　東京国税局入局
2000年７月　太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入職
2018年７月　当社社外監査役（現任）
2018年７月　堀公認会計士事務所代表（現任）
2019年３月　プロメーテ国際投資顧問株式会社
（現リアルリンク国際投資顧問株式会社監査役（現任）
2019年６月　株式会社イグアス監査役（現任）
2020年12月　税理士法人東京ユナイテッド社員（現任）
2021年11月　サムティ・ジャパンホテル投資法人監督役員 就任（現任）

2022年10月　株式会社東京美食Labo監査役 就任（現任）
　堀　公人氏は、現在、会社法第２条第16号に規定される当社の社外監査役であります。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

杉山 宏旨（すぎやま あつし）
【略歴】
2004年４月　株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2017年４月　新庄自動車株式会社入社
2019年１月　当社社外監査役（現任）
　杉山 宏旨氏は、現在、会社法第２条第16号に規定される当社の社外監査役であります。なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

提供書面

事業報告（2021年11月1日から2022年10月31日まで）

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年11月1日～2022年10月31日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の流行が長引く中、ワクチン接種をはじめとする感染対策を進めながら、社会活動の正常化や個人消費の回復が図られていく一方で、2月以降はウクライナ情勢等の影響により、原材料価格の上昇や為替変動による景気の下振れリスクをかかえ、先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの主要取引先であるコメ流通業界におきましては、少子高齢化による人口減や食の多様化により国内のコメの消費量が毎年減少傾向にある中、新型コロナウイルス感染症の流行により、巣ごもり需要の増加など消費者の生活スタイルが変化したことや食品の値上げなどの影響もあり、家庭用向け精米販売は堅調に推移し、外出自粛等による外食店の需要減などによる業務用向け販売の減少も回復傾向がみられました。また、物流業界においては、市場規模は緩やかな拡大基調が予想される中、新型コロナ感染症の流行の影響を受けていた製造業や卸業等での物流梱包関連商品の需要も回復傾向がみられ、また、消費者のネット購入の需要は引き続き堅調に推移しております。

このような状況の中、当社グループは年度経営方針として「既存事業の強化」「新規事業・新規市場の基盤構築」「成長戦略推進」「組織基盤整備」を掲げ事業展開を進め、包装関連事業では、売上高は46億51百万円（前期比7.6％増）となり、営業利益は３億52百万円（同比13.8％増）となりました。物流梱包事業では、売上高は８億７百万円（同比8.2％増）となり、営業利益は22百万円（同比245.7％増）となりました。

この結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高54億58百万円（同比7.7％増）、売上総利益13億88百万円（同比9.4％増）となりました。販売費及び一般管理費は10億12百万円（同比6.3％増）となり、当連結会計年度の営業成果である営業利益は３億75百万円（同比18.7％増）、経常利益は３億70百万円（同比14.1％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は２億39百万円（同比16.8％増）となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」等の適用により、当社グループの収益に与える影響は軽微であります。

■ 売上高（百万円）

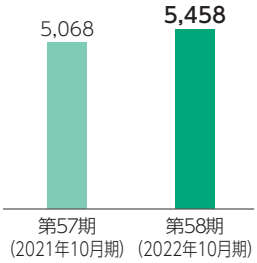

■ 営業利益（百万円）

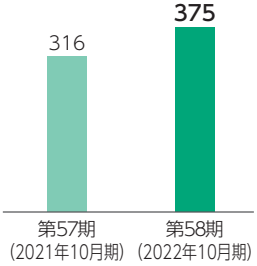

■ 経常利益（百万円）

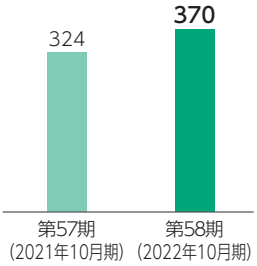

■ 親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）

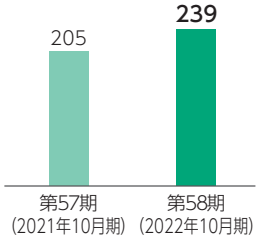

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

包装関連事業

売上高
4,651百万円
(前連結会計年度比7.6%増)

包装関連事業におきましては、包装関連事業の主要取引先であるコメ流通業界は、少子高齢化による人口減や食の多様化により国内のコメ消費量が毎年減少傾向にある中、新型コロナウイルス感染症流行によるまん延防止等重点措置が行われるなど、巣ごもり需要の拡大や食料品の値上げの影響もあり、家庭用向け精米需要増による当社包装関連製品販売は堅調に推移し、外出自粛等による外食産業向け精米需要減による当社包装関連製品販売も回復傾向がみられました。また、素材や部品などの仕入価格高騰の影響を抑えるために、販売費及び一般管理費など様々なコストダウンに注力いたしました。この結果、売上高は46億51百万円（前期比7.6％増）となり、セグメント利益は３億52百万円（前期比13.8％増）となりました。

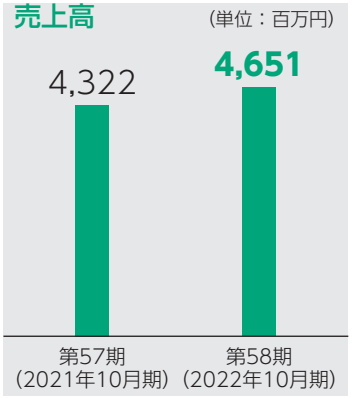

物流梱包事業

売上高
807百万円
(前連結会計年度比8.2%増)

物流梱包事業につきましては、物流業界の市場規模は緩やかな拡大基調が予想され、消費者のネット購入拡大による需要も引き続き堅調に推移しております。そのような中、省力化・自動化に伴う新たな需要や、SDGsなど脱プラスティックの風潮に沿った商材の需要に合わせた拡販や新規顧客開拓などに取組み、売上と利益の増強を図っております。また、素材や部品などの仕入価格高騰の影響を抑えるために、販売費及び一般管理費など様々なコストダウンに注力いたしました。

その結果、売上高は８億７百万円（前期比8.2％増）となり、セグメント利益は22百万円（前期比245.7％増）となりました。

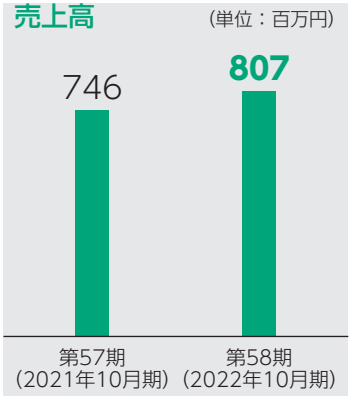

② 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、緩衝材製造機や基幹システムのカスタマイズ費など８百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、納税及び賞与に充当する季節資金として、40百万円の銀行借入による資金調達を行いました。なお、当該資金は期末日までに全額返済しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

売上高 (単位：千円)

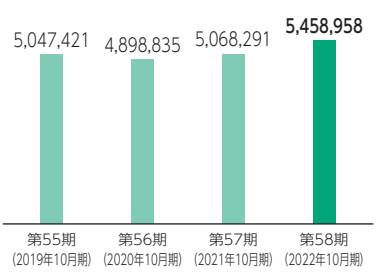

経常利益 (単位：千円)

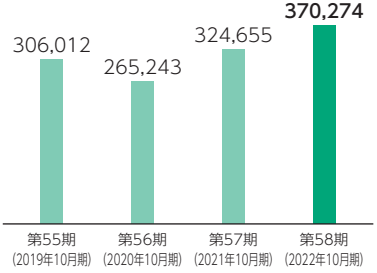

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：千円)

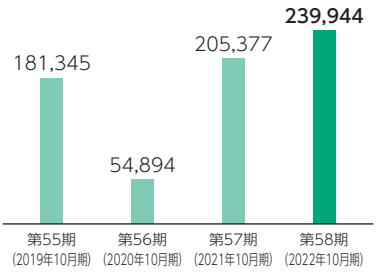

総資産額/純資産額 (単位：千円)

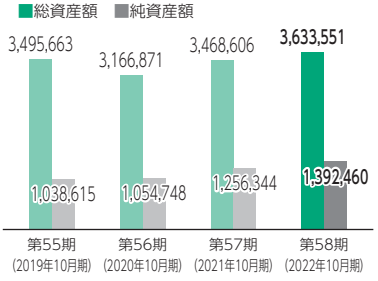

1株当たり当期純利益 (単位：円)

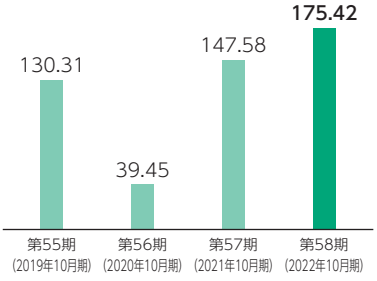

1株当たり純資産 (単位：円)

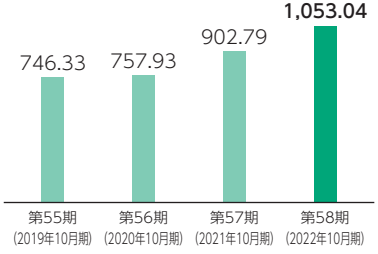

		第55期 (2019年10月期)	第56期 (2020年10月期)	第57期 (2021年10月期)	第58期 (当連結会計年度) (2022年10月期)
売上高	(千円)	5,047,421	4,898,835	5,068,291	5,458,958
経常利益	(千円)	306,012	265,243	324,655	370,274
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	181,345	54,894	205,377	239,944
1株当たり当期純利益	(円)	130.31	39.45	147.58	175.42
純資産額	(千円)	1,038,615	1,054,748	1,256,344	1,392,460
総資産額	(千円)	3,495,663	3,166,871	3,468,606	3,633,551
1株当たり純資産	(円)	746.33	757.93	902.79	1,053.04

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金（千円）	議決権比率（%）	主要な事業の内容
山葉印刷株式会社	10,000	100	包装関連事業
パックウェル株式会社	49,006	100	物流梱包事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経営理念である「『人に優しい新技術』をモットーに、常に使う人の身になっての商品づくりに努め、お取引先の皆様とのビジネスを通じて社会に貢献していきます」を信条に、基本方針として「変化する社会環境の中でイノベーションを起こし続け、皆さまに信頼される企業を目指します」を定め、「挑戦・スピード・誠実・元気」の行動指針に基づく経営の実践に努めております。包装資材と包装機械の両方を手掛けていることを強みとし、米穀業界及び物流業界を中心に製品・商品供給の実績を誇り、創業以来の実績により得たナレッジを武器に高品質の製商品と技術サービスを活かし、今後さらに成長していくため、技術革新と事業拡大に対処してまいります。しかしながら、当社グループを取り巻く環境は「1．企業集団の現況」「（1）当事業年度の事業の状況」「①事業の経過及び成果」の欄に記載した通りであり、景気の先行きは不透明です。

このような中、当社グループは、さらなる成長路線を実現すべく、2022年11月から2025年10月までの中期経営計画を策定しました。中期経営計画では、方針を定め、財務目標を策定しております。また、中期経営計画の１年目である2023年10月期は年度経営方針として、中期経営計画及び年度財務計画達成のため、各事業重点施策を定め、事業の推進に取り組んでまいります。

中期経営計画と年度方針の概要は以下に記載のとおりです。

【中期経営計画】

既存事業の強化

◆ お客様や消費者のニーズに応えるため、商品・サービスの開発力・提案力の強化と品質維持向上に努め、お客様の利益や社会の発展に貢献するとともに売上と利益の増強を図る。

◆ 米穀用自動計量包装機の国内トップシェアを維持するとともに、アジアを中心とした海外向け売上の拡大のため現地ニーズに合った機械製品の開発と販売体制を構築する。

◆ 西日本市場の売上と利益の拡大のため、販売体制と仕入拠点の強化を図る。

◆ 物流梱包の機械と資材の商品およびサービスの強化に努め、サステナブルな社会の実現に寄与するとともに売上と利益の増強を図る。

新市場の基盤構築

◆ 当社が得意なチューブロール式の包装形態による、機械と包材の需要の創造活動を行い、食品やペット関連、農産物・園芸関連等の米穀市場以外の新市場への販売を促進する。
◆ 当社が培ったナレッジと進化するIT技術を活かし、新たなビジネスモデルに挑戦する。
◆ 新市場での収益促進のため、資材・設備・サービスなどの取り扱い商材の拡充・開発を図る。
◆ 新市場での収益促進のため、デザイン・企画・開発部門の強化を図る。

成長戦略の推進

◆ 既存事業の強化、西日本市場および新市場の売上と利益の増加に結び付く企業とのM＆Aや業務提携を積極的に展開し、グループ連結収益の拡大と企業価値向上を目指す。
◆ 「資本効率の向上」「成長に向けた戦略的投資」「財務の健全性」「安定的な株主・役職員還元」についてバランスの取れた資本政策を推進する。

組織基盤の整備

◆ 人員採用手法の多様化や教育・育成の強化に取り組み、働きやすい職場づくりと評価・報酬制度の見直しに努め、のむらValueを体現する人的資源の強化を図る。
◆ 業務の作業標準化とＩＴを活用した効率化を推進し、生産性の向上とリスク管理の強化を図る。
◆ 社会的信用の向上のため、コンプライアンス体制の維持・強化と、内部統制機能の充実をはじめコーポレートガバナンス体制の維持・強化を推進し、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題に対し積極的に対応する。
◆ グループ全体の組織再編（一体運営の推進）に取り組み、機動的で効率的な経営を図る。

＜目標とする経営指標＞

当社グループは2023年度から2025年度の中期経営計画の目標を、以下の通り設定しました。

	目標(2025年10月期)	2023年10月期	備考
売上高	7,384百万円	5,881百万円	+1,503百万円
営業利益	458百万円	319百万円	+139百万円
ROE	16.0%	13.7%	
配当性向	25.0%	24.5%	

【年度経営方針】
　中期経営方針である「既存事業の強化」「新市場の基盤構築」「成長戦略の推進」「組織基盤の整備」および「2023年10月期財務計画」を達成するため、各事業で重点施策を立案し実行する。

＜各事業重点施策＞
包装関連事業
◆提案営業の推進による既存顧客の深耕と新規顧客開拓
◆製品品質向上と新製商品開発、安定供給体制の整備
◆原価低減及び仕入先強化による収益の改善

物流梱包事業
◆紙緩衝材への注力
◆リサイクル対応のエアー緩衝材の拡販
◆梱包用ガムテープ商材の拡販

＜その他の対処すべき課題＞
◆業務の作業標準化とＩＴを活用した効率化の推進
◆人員の採用・教育・育成の強化
◆社会的信用の向上のため、ガバナンス体制等の維持・強化の推進

当社グループは、企業価値と株主の皆様の共同利益の向上のため、グループ一丸となって取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年10月31日現在)

　当社グループは、当社および連結子会社２社（山葉印刷株式会社、パックウェル株式会社）から構成されており、包装資材・計量包装機械を主に取り扱う包装関連事業と物流におけるパッケージに関連する資材と機械を取り扱う物流梱包事業を展開しております。

(6) 主要な事業所 (2022年10月31日現在)

① 当社

事業	名称	所在地
包装関連事業	本社	東京都東久留米市
	札幌営業所	北海道札幌市白石区
	東北営業所	宮城県仙台市宮城野区
	静岡出張所	静岡県静岡市清水区
	関西出張所	兵庫県神戸市西区

(注) 2022年11月30日付で、静岡出張所（静岡県静岡市清水区）を閉鎖いたしました。

② 子会社

事業	名称	所在地
包装関連事業	山葉印刷株式会社	埼玉県草加市
物流梱包事業	パックウェル株式会社	埼玉県さいたま市桜区

(7) 従業員の状況 (2022年10月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数（名）
包装関連事業	77（3）
物流梱包事業	15（1）
全社（共通）	11（1）
合　　計	103（5）

(注) 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向を除き、当社グループ外から当社グループへの出向を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
79名（4名）	43歳9ヶ月	11年7ヶ月

(注) 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向を除き、当社グループ外から当社グループへの出向を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 借入先及び借入額 (2022年10月31日現在)

借入先	借入残高（千円）
株式会社みずほ銀行	210,272
株式会社りそな銀行	78,130
合　　計	288,402

(9) 企業集団の現況に関するその他の重要事項

当社株式は、2021年12月２日に株式会社東京証券取引所に上場いたしました。

2 会社の株式に関する事項（2022年10月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　6,000,000株

(2) 発行済株式の総数　1,391,575株（自己株式69,246株を含む）

（注）2022年３月31日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて154,675株減少しております。

(3) 株主総数　1,686名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
清川悦男	139,075	10.52
株式会社サタケ	111,350	8.42
シコー株式会社	69,675	5.27
アルク産業株式会社	68,200	5.16
のむら産業社員持株会	52,675	3.98
堀田正仁	41,500	3.14
佐藤友亮	33,400	2.53
渡辺栄治	30,000	2.27
松本博	27,500	2.08
西澤賢治	27,350	2.07

（注）1．当社は、自己株式を69,246株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3．持株比率は小数点第３位を四捨五入して表示しております。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年10月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
清川 悦男	代表取締役社長	山葉印刷株式会社　取締役 パックウェル株式会社　取締役
西澤 賢治	常務取締役 管理部門担当	
堀田 正仁	取締役 包装資材部門担当	山葉印刷株式会社　代表取締役社長
松本 博	取締役 営業本部長	パックウェル株式会社　取締役
松本 弘之	取締役 機械部長	
松井 敏行	取締役	
大山 浩然	常勤監査役	山葉印刷株式会社　監査役 パックウェル株式会社　監査役
堀 公人	監査役	堀公認会計士事務所　代表 リアルリンク国際投資顧問株式会社　監査役 株式会社イグアス　監査役 税理士法人東京ユナイテッド　社員 サムティ・ジャパンホテル投資法人　監督役員 株式会社東京美食Ｌａｂｏ　監査役
杉山 宏旨	監査役	

(注) 1. 取締役の松井敏行氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の堀公人氏及び杉山宏旨氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は取締役の松井敏行氏及び監査役の堀公人氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 監査役の堀公人氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度中の重要な兼職の状況の変更
監査役の堀公人氏は2022年10月に株式会社東京美食Laboの監査役に新たに就任しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役、並びに子会社取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、特約部分も含め保険料の全額を当社が負担しております。ただし、違法な利益供与、背信行為、違法行為等に起因する損害に対しては填補されないなどの免責条項が付されています。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を、2018年10月26日開催の取締役会で決議した「役員報酬に関する内規」で定めております。取締役報酬は株主総会においてその総枠を決議し、社長が立案した取締役報酬案を指名・報酬諮問委員会に提出し、同委員会の答申を経て、取締役会で取締役報酬配分方法の取扱いを協議した上で決定しております。監査役報酬は監査役の協議もしくは監査役会の決議により決定することとしております。基本報酬につきましては、役位別に基準とする範囲の年額を定め、業界水準、当社業績及び従業員給与等の諸般の事情を考慮し決定することとしております。

また、取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、その決定の客観性や、取締役会で決議された「役員報酬に関する内規」と整合していることを確保するため、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の役員の報酬に関する株主総会決議年月日は、取締役については2015年12月11日であり、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は７名（うち社外取締役１名）であります。監査役については2018年７月27日であり、当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は２名（うち社外監査役１名）であります。決議の内容は以下のとおりであります。

（取締役報酬）

総額を年額200,000千円以内としております。

（監査役報酬）

総額を年額20,000千円以内としております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役　6名　66,750千円（うち社外　1名　2,850千円）

監査役　3名　11,400千円（うち社外　2名　5,550千円）

(注) 全て金銭報酬であります。また、業績連動報酬はありません。

(4) 会社役員との間の利益が相反する取引

該当事項はありません。

(5) 社外取締役および社外監査役との関係

① 社外取締役に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

松井取締役は開催された取締役会18回全てに出席し、機械・設備の輸入・販売事業で培った豊富な知識と経験を有しており、また、経営者としての経験も活かし、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定められた金額を限度とする契約を締結しております。

② 社外監査役に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

堀監査役が代表を兼務する堀公認会計士事務所、監査役を兼務するリアルリンク国際投資顧問株式会社、株式会社イグアス、株式会社東京美食Ｌａｂｏ、社員を兼務する税理士法人東京ユナイテッド、監督役員を兼務するサムティ・ジャパンホテル投資法人と当社の間に特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況及び社外監査役に期待される役割に関して行った職務の概要

堀監査役は、開催された取締役会18回全てに出席し、専門的見地から議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

杉山監査役は、開催された取締役会18回全てに出席し、金融機関で培った豊富な知識と経験を活かし、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

また、堀監査役および杉山監査役は、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っており、経営トップとの定期的な意見交換を実施しております。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定められた金額を限度とする契約を締結しております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,620千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額と当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額の差額1,620千円は、上場に際して依頼したコンフォート・レター作成に係る報酬であります。

3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬の見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任します。また、その他会計監査人の適格性及び独立性等職務の遂行に関する事項等について支障があると判断される場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する長期的に安定した利益還元を重要課題の一つとして認識しております。当社では、剰余金の配当等を取締役会の決議をもって定める旨を定款にて定めており、業績、配当性向（目標25%）と今後の経営に係る施策等を総合的に勘案し、継続的かつ安定的に利益配分を行っていくことを基本方針としております。

当期（2022年10月期）の配当につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動への影響があったものの、売上高、営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度実績を上回っております。

よって、当社の財政状態、配当性向等を総合的に勘案し、１株当たり42円の配当とさせていただきたいと存じます。また、内部留保金につきましては、経営体質の強化とともに、新技術・新製品開発あるいは合理化投資等に充当して企業価値の向上に努めてまいります。

決議年月日　　：2022年12月23日　取締役会
配当金支払開始日：2023年１月30日
配当金の総額　　：55,537千円
１株当たり配当金：42円

7 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

8 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表（2022年10月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**2,682,633**
現金及び預金	1,043,372
受取手形	65,378
電子記録債権	106,483
売掛金	807,224
商品及び製品	151,556
仕掛品	367,235
原材料及び貯蔵品	119,566
その他	22,101
貸倒引当金	△284
固定資産	**950,917**
有形固定資産	**688,096**
建物及び構築物	244,174
機械装置及び運搬具	2,581
土地	400,435
リース資産	36,618
その他	4,287
無形固定資産	**91,862**
のれん	82,033
その他	9,828
投資その他の資産	**170,958**
投資有価証券	141,544
繰延税金資産	7,555
その他	22,122
貸倒引当金	△264
資産合計	**3,633,551**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**2,007,082**
支払手形及び買掛金	488,639
電子記録債務	1,093,943
１年内返済予定長期借入金	128,412
リース債務	14,551
未払法人税等	102,307
未払消費税等	14,758
契約負債	54,200
賞与引当金	58,523
製品保証引当金	2,425
その他	49,321
固定負債	**234,007**
長期借入金	159,990
リース債務	32,938
退職給付に係る負債	13,472
資産除去債務	22,689
繰延税金負債	4,916
負債合計	**2,241,090**
純資産の部	
株主資本	**1,353,188**
資本金	80,000
利益剰余金	1,340,910
自己株式	△67,722
その他の包括利益累計額	**39,272**
その他有価証券評価差額金	39,272
純資産合計	**1,392,460**
負債純資産合計	**3,633,551**

連結損益計算書（2021年11月１日から2022年10月31日まで）

(単位：千円)

科目	金額
売上高	**5,458,958**
売上原価	**4,070,863**
売上総利益	**1,388,095**
販売費及び一般管理費	**1,012,375**
営業利益	**375,720**
営業外収益	**3,609**
受取利息	0
受取配当金	199
受取手数料	500
保険返戻金	1,548
受取保険金	665
その他	695
営業外費用	**9,055**
支払利息	1,916
為替差損	3,000
違約金損失	3,696
その他	440
経常利益	**370,274**
税金等調整前当期純利益	**370,274**
法人税、住民税及び事業税	136,068
法人税等調整額	△5,738
当期純利益	**239,944**
非支配株主に帰属する当期純利益	–
親会社株主に帰属する当期純利益	**239,944**

計算書類

貸借対照表（2022年10月31日現在）

（単位：千円）

科目	当期	（ご参考）前期
資産の部		
流動資産	**2,005,239**	**1,851,736**
現金及び預金	712,240	541,424
受取手形	41,720	94,847
電子記録債権	88,184	111,359
売掛金	670,160	748,557
商品及び製品	16,833	36,959
原材料及び貯蔵品	98,253	62,214
仕掛品	366,590	251,557
前渡金	5,346	－
前払費用	5,374	4,943
その他	716	154
貸倒引当金	△181	△281
固定資産	**1,437,420**	**1,443,140**
有形固定資産	**596,363**	**605,803**
建物	211,187	217,216
構築物	1,927	2,192
機械及び装置	107	133
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	2,442	4,152
土地	378,511	378,511
リース資産	2,187	3,598
無形固定資産	**9,828**	**10,792**
ソフトウェア	2,837	309
リース資産	6,991	10,482
投資その他の資産	**831,228**	**826,544**
投資有価証券	141,544	135,020
関係会社株式	674,625	674,625
長期前払費用	1,847	1,746
その他	13,211	15,152
資産合計	**3,442,659**	**3,294,877**

科目	当期	（ご参考）前期
負債の部		
流動負債	**1,784,193**	**1,606,556**
支払手形	6,596	9,686
電子記録債務	1,088,100	995,860
買掛金	351,163	315,283
１年内返済予定長期借入金	128,412	128,412
リース債務	4,081	5,129
未払金	14,002	5,298
未払費用	14,251	23,222
未払法人税等	54,022	32,735
契約負債	54,200	－
前受金	－	11,696
賞与引当金	49,059	49,647
製品保証引当金	2,425	1,548
その他	17,877	28,034
固定負債	**179,820**	**312,194**
長期借入金	159,990	288,402
リース債務	5,805	9,887
退職給付引当金	9,107	6,309
繰延税金負債	4,916	7,595
負債合計	**1,964,014**	**1,918,750**
純資産の部		
株主資本	**1,439,372**	**1,341,154**
資本金	**80,000**	**80,000**
利益剰余金	**1,427,095**	**1,489,999**
利益準備金	20,200	20,200
その他利益剰余金	1,406,895	1,469,799
建物圧縮積立金	39,352	40,379
繰越利益剰余金	1,367,543	1,429,420
自己株式	**△67,722**	**△228,845**
評価・換算差額等	**39,272**	**34,972**
その他有価証券評価差額金	**39,272**	**34,972**
純資産合計	**1,478,645**	**1,376,126**
負債純資産合計	**3,442,659**	**3,294,877**

損益計算書（2021年11月１日から2022年10月31日まで）

（単位：千円）

科目	当期	（ご参考）前期
売上高	**4,599,370**	**4,274,923**
売上原価	**3,543,758**	**3,290,689**
売上総利益	**1,055,611**	**984,233**
販売費及び一般管理費	**767,771**	**717,746**
営業利益	**287,840**	**266,487**
営業外収益	**15,298**	**12,087**
受取利息	0	68
受取配当金	12,700	9,643
保険返戻金	1,548	477
その他	1,049	1,898
営業外費用	**5,750**	**2,420**
支払利息	1,653	2,148
違約金損失	3,696	－
その他	400	271
経常利益	**297,388**	**276,154**
税引前当期純利益	**297,388**	**276,154**
法人税、住民税及び事業税	95,942	80,618
法人税等調整額	△4,901	9,070
当期純利益	**206,346**	**186,465**

監査報告
連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

２０２２年１２月１９日

のむら産業株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福井　聡

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木　博貴

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、のむら産業株式会社の２０２１年１１月１日から２０２２年１０月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、のむら産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

２０２２年１２月１９日

のむら産業株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福井　聡

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木　博貴

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、のむら産業株式会社の２０２１年１１月１日から２０２２年１０月３１日までの第５８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行に関する監査役への報告」により会社計算規則第１３１条に基づき、会計監査人の職務の遂行に関し監査役に報告すべき事項について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月21日
のむら産業株式会社　監査役会

常勤監査役　大山浩然　㊞
社外監査役　堀　公人　㊞
社外監査役　杉山宏旨　㊞

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会　場　清瀬けやきホール「ホール」
東京都清瀬市元町1-6-6　TEL　042-493-4011

交　通　西武池袋線　　「清瀬」駅下車　北口より徒歩約４分

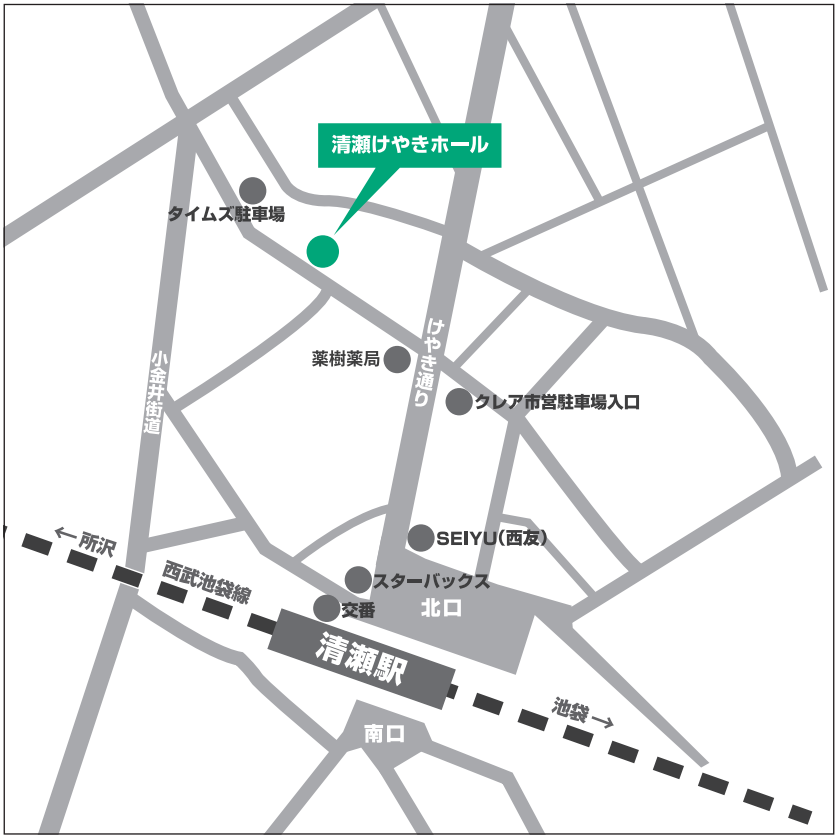

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

当社IRサイトで2023年１月30日以降にWeb株主通信をリリース予定です。ぜひご覧ください。
https://www.nomurasangyo.co.jp/ir/report.html

UD FONT　見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。